

土岐市長様

令和7年度 市民税・県民税申告書

マイナンバーをご記入ください。

生年月日 大(昭)・平・令 34・1・15

住所 土岐市〇〇町〇〇-〇〇

職業

電話 54-〇〇〇〇

世帯主名 土岐 太郎

氏名 土岐 太郎 続柄 本人

令和7年1月1日現在の住所をご記入ください。その後引越しをしていたら、引越し後の住所もご記入ください。

1年間無職・無収入の方は、この枠内と左側の枠内の〇、裏面14のご記入のみです。

個人番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

世帯番号

給与及び年金以外の市民税・県民税の納付方法を指定してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

令和6年度より、特定配当等及び特定株式等譲渡所得は、所得税と異なる課税方式を選択できません。

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
13	国民健康保険	〇,〇〇〇
	介護保険料	〇,〇〇〇
	国民年金保険料	〇,〇〇〇
合計		〇〇,〇〇〇
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計
それぞれの保険料の支払金額をご記入ください。		
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
〇,〇〇〇		

1 収入金額等	事業等	収入金額
1	⑦ 営業等	
	⑧ 農業	
	⑨ 不動産	
	⑩ 利子	
	⑪ 配当	
	⑫ 給与	
	⑬ 公的年金等	
	⑭ 雑業	
	⑮ その他	
	⑯ 合計	

各収入金額をご記入ください。給与・公的年金収入であれば、源泉徴収票の【支払金額】欄の金額です。複数ある場合はそれぞれ合算します。

所得金額調整控除の適用がある場合は、区分欄に1~3をご記入ください。※裏面参照

20 障害者控除

氏名 土岐 次郎 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 土岐 花子 生年月日 大(昭)・平・令 35・3・3

23 扶養控除

氏名 土岐 三郎 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 生年月日 大(昭)・平・令 6・5・5

別居の扶養親族がいる場合は、裏面11にもご記入ください。

扶養親族のうち16歳未満の人(平成21年1月2日以後に生まれた人)をご記入ください。

該当する場合は口にしでチェックしてください。

収入金額から必要経費を引いた金額をご記入ください。(給与・年金収入は収入金額に応じて所得金額が決まっています。※裏面参照)源泉徴収票の給与所得控除後の金額=給与所得

26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額 保険金などで補てんされる金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額			
27 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額
〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇	

2 所得金額	所得金額
① 給与	
② 公的年金等	
③ 雑業	
④ その他	
⑤ 合計	

控除額をご記入ください。

セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に1をご記入ください。

5 分離課税所得	種目	収入金額	必要経費
譲渡	短期		
	長期		
特別控除額又は繰越損失額			

4 所得から差し引かれる金額	控除額
13 社会保険料控除	
14 小規模企業共済掛金控除	
15 生命保険料控除	
16 地震保険料控除	
17 寡婦・ひとり親控除	
18 勤労学生控除	
19 配偶者控除	
20 配偶者特別控除	
21 扶養控除	
22 基礎控除	
23 雑損控除	
24 医療費控除	
25 合計	

6 寄附金に関する事項

寄附金	金額
それぞれ	

それぞれの寄附金の支払金額をご記入ください。

13 社会保険料控除 控除額=支払保険料

14 小規模企業共済掛金控除 控除額=支払金額

16 地震保険料控除

地震	支払保険料(D)	控除額
~50,000円		0.5D
50,001円~		25,000円(限度額)
旧 長期	~5,000円	支払保険料の全額
5,001円~15,000円		0.5D+2,500円
15,001円~		10,000円(限度額)

地震・旧長期の両方ある場合は限度額25,000円。旧長期:平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で満期返戻金がある長期損害保険契約

15 生命保険料控除

旧	支払保険料(C)	控除額	上限
旧	~15,000円	全額	旧のみ 各 35,000円
	15,001円~40,000円	0.5C+7,500円	各 35,000円
	40,001円~70,000円	0.25C+17,500円	各 28,000円
新	~12,000円	全額	旧+新 各 28,000円
	12,001円~32,000円	0.5C+6,000円	各 28,000円
	32,001円~56,000円	0.25C+14,000円	各 28,000円
合計	56,001円~	28,000円	合計 70,000円

※支払保険料が一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料と複数ある場合は、それぞれを上記の算式で計算した額の合計額。(介護医療保険料は「新」の計算式で計算する。)

17 寡婦控除 18 ひとり親控除

控除区分	要件	控除額
寡婦(女性のみ)	夫と離婚し、その後再婚をしていない方で、子以外の所得48万円以下の扶養親族を有する方。	26万円
ひとり親	夫と死別し、その後再婚をしていない方。	30万円
ひとり親	婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする所得48万円以下の子を有する、現に婚姻していない方。	30万円

いずれの場合も、合計所得金額500万円以下の方が対象となります。

19 勤労学生控除 控除額=260,000円

20 障害者控除

(16歳未満の扶養親族にも適用されます。)

普通障害=1人 260,000円
特別障害=1人 300,000円
同居特別障害=1人 530,000円

21 配偶者控除 22 配偶者特別控除 ※配偶者に給与以外の所得がある場合は、合計所得金額に加算してください。

配偶者の給与収入	控除額	配偶者特別控除額	配偶者特別控除額	配偶者特別控除額	配偶者特別控除額	配偶者特別控除額	配偶者特別控除額	配偶者特別控除額	配偶者特別控除額
~1,030,000	1,030,001~1,550,000	1,550,001~1,600,000	1,600,001~1,667,999	1,668,000~1,751,999	1,752,000~1,831,999	1,832,000~1,903,999	1,904,000~1,971,999	1,972,000~2,015,999	2,016,000~2,130,000
(合計所得金額)	(~480,000)	(480,001~1,000,000)	(1,000,001~1,100,000)	(1,100,001~1,150,000)	(1,150,001~1,200,000)	(1,200,001~1,250,000)	(1,250,001~1,300,000)	(1,300,001~1,330,000)	(1,330,001~1,380,000)
納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除額(老人)	配偶者特別控除額							
~10,950,000	330,000	330,000	310,000	260,000	210,000	160,000	110,000	60,000	30,000
(~9,000,000)	(380,000)	220,000	210,000	180,000	140,000	110,000	80,000	40,000	20,000
~11,450,000	220,000	110,000	110,000	90,000	70,000	60,000	40,000	20,000	10,000
(~9,500,000)	(260,000)								
~11,950,000	110,000								
(~10,000,000)	(130,000)								

23 扶養控除

一般=330,000円 老人=380,000円
特定=450,000円 同居老親等=450,000円
※事業専従者となっている方は扶養家族とすることができません。
※16歳未満(平成21年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族の数は、市県民税の非課税範囲や、ひとり親控除の判定等に関係しますので、記入漏れのないようにご注意ください。

一般...年齢16歳以上19歳未満の人(平成18年1月2日以後平成21年1月1日以前に生まれた人)
年齢23歳以上70歳未満の人(昭和30年1月2日以後平成14年1月1日以前に生まれた人)

24 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

特定...年齢19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日以後平成18年1月1日以前に生まれた人)

老人...年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

26 雑損控除 ※AまたはBの金額の多い方が控除額です。

A(損失の金額-保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×10%)
B(災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-5万円

同居老親等...老人扶養親族のうち、本人またはその配偶者の直系尊属で、同居の常況にある人

27 医療費控除

控除額=支払医療費-保険等により補てんされた金額-10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない金額(最高200万円)
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)
控除額=特定一般用医薬品等購入費の合計額-保険等により補てんされた金額-1万2千円(最高8万8千円)

事業専従者...年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

事業専従者控除 ※AまたはBの金額のいずれか少ない方が控除額です。

A 配偶者である事業専従者 86万円 配偶者以外の事業専従者 50万円
B (事業所得の金額+事業としての不動産所得の金額+事業としての山林所得の金額)÷(事業専従者の数+1)

令和6年中無職無収入の方は上欄に○を付けてください。裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

事業専従者	氏名	個人番号	続柄	生年月日	専従者控除(給与)額
			配偶者	大(昭)・平・令	

事業収入の方で、専従者のある方は、この欄にご記入ください。

